

意見書

平成21年1月30日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-0012  
住所 とうきょうとみなとくしほだいもん東京都港区芝大門一丁目1番30号  
氏名 J:COMグループ代表  
かぶしまがいしや株式会社ジュピターテレコム  
代表取締役社長 もりいずみ 森泉 ともゆき 知行

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）（案）に関する意見募集」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社ジュピターテレコム 商品企画部  
電話番号  
電子メールアドレス：

検証結果案

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等

ア NTT 及び NTT 東西に所要の措置を要請する事項

- (イ) NTT 東日本の「フレッツ・テレビ」サービスは、放送事業への参入が認められていない NTT 東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘（意見 63）について

多数の事業者意見である NTT 東日本の実質的な放送事業への参入であるとの指摘に対し、検証結果案はこれを放送サービスの提供主体が他社であることを利用者に理解する措置を十分に行なうことを要請、また、その措置の運用状況を注視することとしている。

これは告知物に放送サービスの提供主体を利用者に印象づけるよう記載し、明確に理解できる状況にすることと考える。

本案に対しては「業務範囲規制を厳格に運用する観点から～提供主体が他社であることを明記すること等～」を要請することにより、NTT が放送サービスを行っていないことを明確にすることについて一定の評価ができると思う。

しかし、記載等による措置は表面的に対応するものであり、NTT ブランドを前面に使用することによる注積的な放送サービス事業者の認知度は他社指摘のアンケート結果を見るまでもなく向上しないと考える（現に NTT 東は記載しているにも関わらずほぼ 0 に近い）。

よって、放送に関わるサービスの営業について NTT が前面に出て行なうことは業務範囲規制を厳格に運用する観点より制限すべきと考える。

これは当社が先般指摘を行なった目的達成業務の認可制度に関する透明性の確保・ガイドライン化によりにより可能であり、早々の制定を求める。

なお、本件は他禁止行為でも課題となっている

- ・ 本件実質的 NTT のグループ事業者、他事業者支配の問題
- ・ NTT ブランドを利用した不公正競争の問題

を、含んでおり継続的な検証と指導を当局に求める。